

死因究明拠点整備モデル事業の実施結果について

厚生労働省 医政局医事課
死因究明等企画調査室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

死因究明拠点整備モデル事業

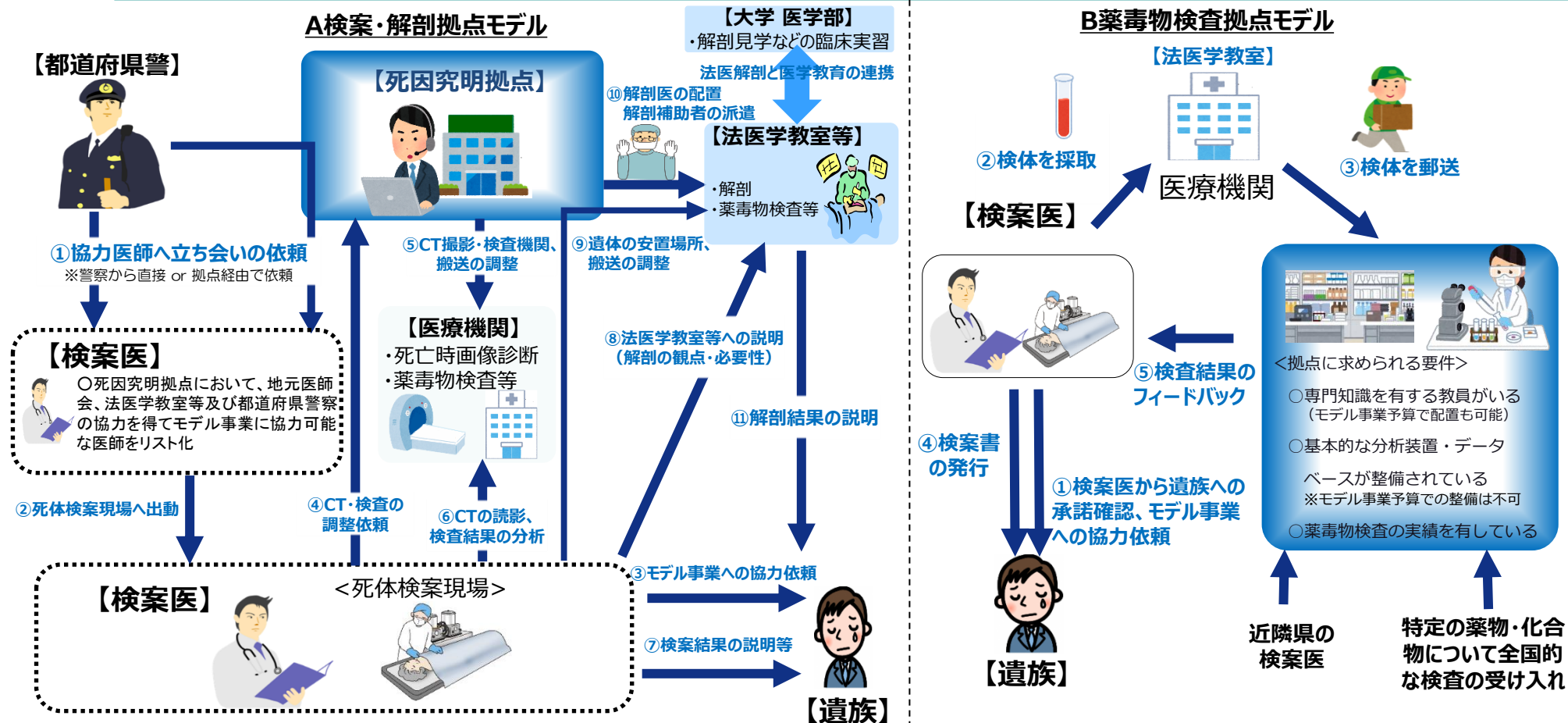
目的

死因究明等の実施に係る体制の充実強化は喫緊の課題となっており、死因究明等推進計画において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制が構築されるよう必要な協力を行うこととされている。そのため、各地域において、公衆衛生の向上を目的とした解剖・検査等が適切に実施されるよう、死因究明等の体制整備の先導的なモデルとして、検案・解剖拠点モデル、薬毒物検査拠点モデルを形成することを目的とする。

事業内容

地方公共団体や大学法医学教室等への委託により、各地域の状況に応じた死因究明体制として、**A検案(※1)・解剖(※2)拠点モデル**、**B薬毒物検査拠点モデル**を整備する。拠点整備の成果は、今後自治体向けのマニュアル等に反映し、横展開を図る。

(※1)…医師が死因等を判定するために死体の外表を検査すること。(※2)…死体解剖保存法第7条に規定する医師等が遺族に承諾を得て行う承諾解剖を指す。



死因究明拠点整備モデル事業 実施先一覧

実施年度	モデル事業種別	実施主体	該当スライド ページ番号
令和4年度	検案・解剖	京都府※ (京都府立医科大学)	13~14
		①大阪府 (大阪大学)	4~5
		②沖縄県 (琉球大学)	6~7
	薬毒物検査	③香川大学	8~9
令和5年度	検案・解剖	④京都府※ (京都府立医科大学)	13~14
		⑤浜松医科大学	15~16
	薬毒物検査	⑥新潟大学	17~18

※モデル事業2年目のため、令和5年度の事業成果に統合

令和4年度の実施体制について

検案・解剖拠点モデル

京都府

京都府立医科大学

職種	人数
医師	3
歯科医師	1
臨床検査技師	1
一般事務	1
その他（解剖補助）	4
その他（看護師）	4
その他（薬毒物分析）	1
合計	15

協力検案医：22人

大阪府

大阪大学

職種	人数
医師	4
歯科医師	1
臨床検査技師	1
一般事務	1
その他（外国医師）	1
その他（教員）	1
その他（薬物検査担当）	1
合計	10

協力検案医：2人

沖縄県

琉球大学

職種	人数
医師	2
薬剤師	1
臨床検査技師	2
一般事務	3
合計	8

協力検案医：0人

補足：本モデル事業において法医学教室が主体となって検案業務をしたため協力検案医は0とした。

薬毒物検査拠点モデル

香川大学

香川大学

職種	人数
医師	2
一般事務	1
その他（技能補佐員）	3
合計	6

協力検案医：48人

岡山大学：※事業内で検査実績はなし

※香川大学と相互連携体制を構築

職種	人数
医師	2
臨床検査技師	1
一般事務	1
その他（技術補助）	2
合計	6

川崎医科大学：※事業内で検査実績はなし

※香川大学と相互連携体制を構築

職種	人数
医師	1
薬剤師	1
一般事務	1
合計	3

令和4年度 大阪府（大阪大学） 事業の実施結果について①

事業開始前の課題

事件性のない遺体の死因究明体制については、監察医制度のある大阪市に対し、大阪市以外は検査・解剖等できる体制がなく、府域での死因究明体制の均てん化が課題となっている。

事業成果

✓ 大阪市以外における解剖と遺族説明の実施

- 本事業を実施するにあたって、死因究明拠点を大学に設置し対象の所轄警察署も選定することで、大阪北部の死因究明体制の構築ができた。
- なお、本事業の約半年間で検案医が解剖および検査等が必要と判断し、遺族の同意を得るために説明した件数は24件であった。（実施結果は右上のとおりで遺族の同意取得が困難であったことから事例数としては2件のみ。）

✓ 遺族からの死因究明に係る要望への対応の実現

- 事業の実施結果としては2件のみであったが、解剖や検査により死因を究明したいという遺族の要望に応えることができた。

実施結果

解剖を実施した事例：1

※解剖と同時に実施した検査

死亡時画像診断：1 薬毒物検査：1 コロナPCR検査：1

検査のみを実施した事例：1

死亡時画像診断：1 薬毒物検査：1 コロナPCR検査：1

実施にあたって困難だったこと（今後の課題）

✓ 所轄警察署と検案医（警察医）の理解と協力

- モデル地域を選定するにあたり、所轄警察署と検案医の理解・協力が不可欠であるが、日頃から多忙な中で、追加で本事業への対応をすることが中々困難であった。

✓ 遺族の同意

- 検案医から遺族に対して本事業に係る説明を行うも、想定以上に同意を得にくかった。
- 外表検査による検案結果を聴いて納得され、さらなる検査や解剖の必要性を感じない遺族が想定以上に多かった。遺族としては検査や解剖に時間をかけずに一刻も早く遺体を返してほしいという思いがあることが分かった。

✓ 地域差の検証

- 府域での死因究明体制の均てん化にあたって、地域によって解剖や検査の実施率の差等が見られるのか検証が必要。

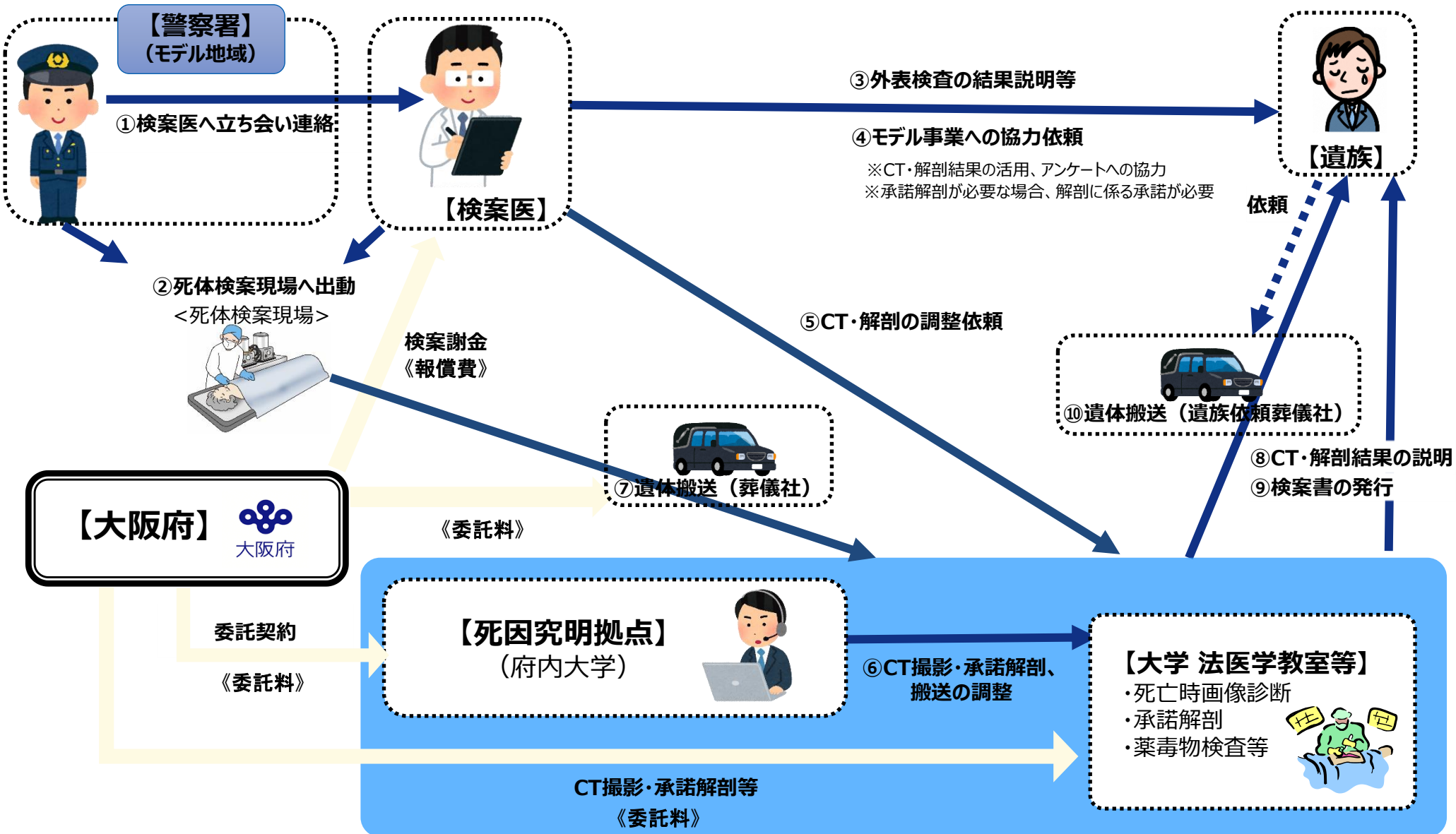
✓ 普及啓発活動

- 死因究明に対する府民への普及啓発が必須。

令和4年度死因究明拠点整備モデル事業（厚労省補助事業）

【目的】

事件性のない遺体の死因究明体制については、監察医制度のある大阪市に対し、大阪市以外は検査・解剖等できる体制がなく、府域での死因究明体制の均てん化が課題となっている。よって、死因究明に対する府民の理解促進と府域の均てん化を目的に実施する。



令和4年度 沖縄県（琉球大学） 事業の実施結果について②

事業開始前の課題

亜熱帯気候に属するため、亜熱帯地域で多く見られる感染症のリスクがあるなど、公衆衛生の向上を目的とした死因究明が求められている。承諾解剖は他地域と比べて多い一方で、公衆衛生上の観点のウェイトは大きくない。

事業成果

✓ 承諾解剖の必要な事例の明確化

- 拠点が、承諾解剖実施方針を作成することで、承諾解剖の必要な事例についてある程度明確にできた。これにより、関係者と実施すべき解剖の種別についての方針がある程度共有できたものと考えられる。

✓ 死因究明機関間の連携強化

- 本事業期間中は非犯罪死体の死因究明のみならず、傷害事件の創傷鑑定や、司法解剖、調査法解剖の実施についての相談なども多数あり、法医学実務全般に関する関係者との連携が密になった。

✓ 各死因究明関係機関の役割の明確化

- 琉球大学に拠点を設置することで、関係機関（警察、海上保安庁等）と承諾解剖の窓口を一本化して、役割を明確化できた。

実施結果

解剖を実施した事例：5

※解剖と同時に実施した検査

死亡時画像診断：1 薬毒物検査：1 血液生化学検査：3

組織学的検査：4 その他検査：4

検査のみを実施した事例：2

薬毒物検査：1 血液生化学検査：1

実施にあたって困難だったこと（今後の課題）

✓ 人材と資金の確保

- 法医学は多くの地域で慢性的に不足しており、沖縄県でも同様である中、新たな事業を実施するのは困難であり、事務員を雇用する、関係者とのやり取りを一部メッセージアプリで行うなどで労力を軽減した。

✓ 搬送業者の確保

- 普段取引をしていない法医学講座からの依頼はいずれの会社であれ受け難い部分があった。

✓ 情報集約

- 公衆衛生に寄与するためには情報の集積と解析も重要であり、情報の集積のためには解剖結果の取りまとめや解剖の報告についての系統的な仕組みが必要。

➤ 沖縄県における異状死体に関する承諾解剖実施方針

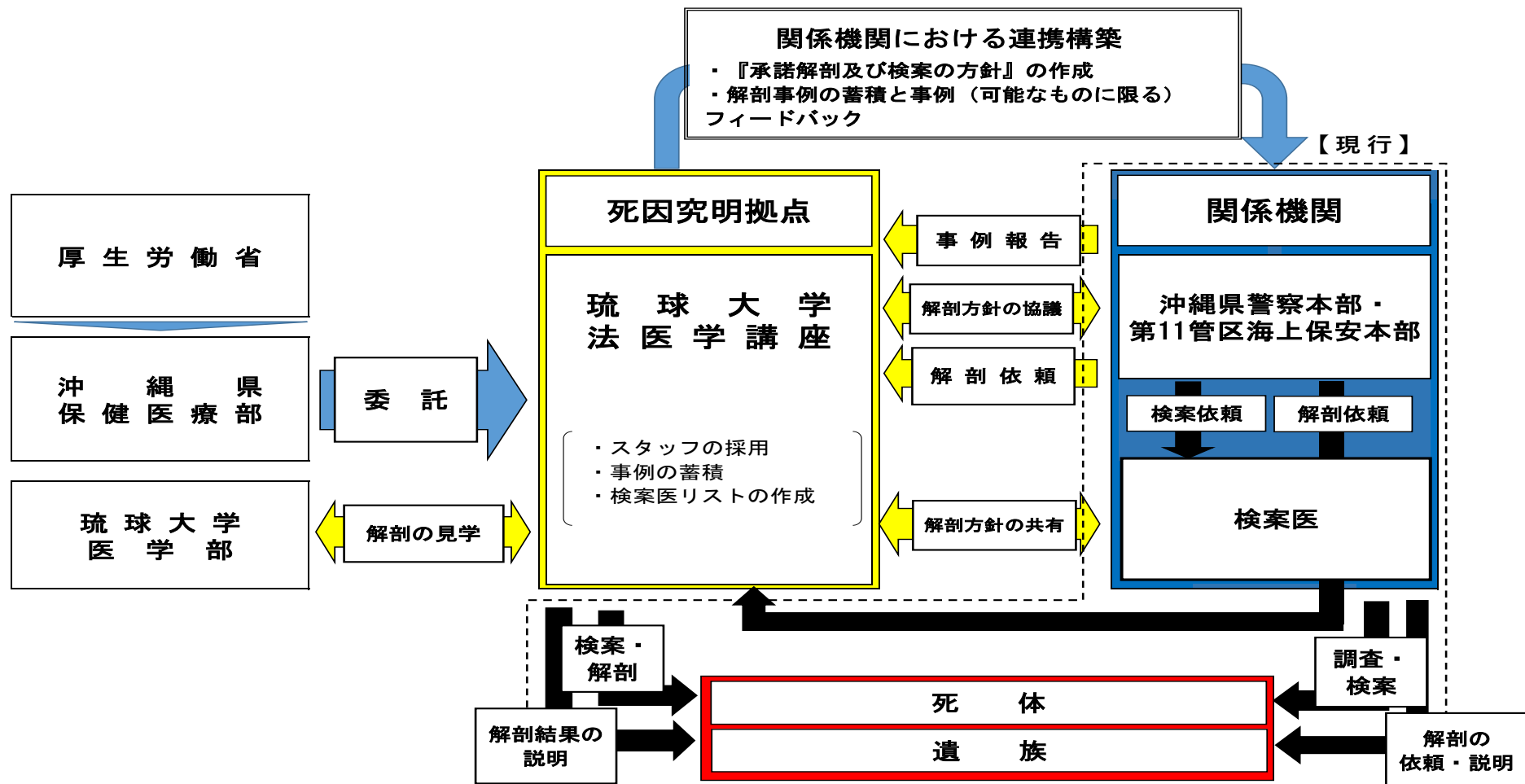
1. 初めに

- ◆ 本方針は、沖縄県警が司法及び調査法解剖について不要と判断した事例について、主として公衆衛生上の観点から、解剖の必要性を判断するための方針である。
- ◆ 実際の検案にあたっては、法医学的異状について十分に確認を行い、司法及び調査法解剖の必要性についても検討すること。
- ◆ 最終的な解剖・検案の方針については、検案医、沖縄県警及び、必要に応じ死因究明拠点との協議によって決定すること。
- ◆ 承諾解剖の受け入れについては沖縄県警、死因究明拠点との協議のうえ、ご遺族へ日程などについて説明し承諾を受けることが望ましい。
- ◆ ご遺族への承諾解剖の説明にあたっては、その必要性の説明を十分にするとともに、解剖の承諾、拒否いずれであっても、それ自体でご本人、ご遺族に不利益は生じない点を明確に説明すること。

2. 承諾解剖判断基準

以下の各項目について検案時に確認し、該当する場合、ご遺族に承諾解剖を勧めるかについて、沖縄県警ならびに必要な応じ死因究明拠点と調整を行うこと。

- ◆ 既往歴がない場合
- ◆ 非高齢者（65歳未満）の場合
- ◆ 内因死か外因死か判然としない場合
- ◆ 外表上所見が現れ難い死因がもっとも疑われる場合（熱中症、低体温症、乳幼児突然死症候群など）
- ◆ 承諾解剖の実施についてご遺族の希望があった場合



令和4年度 香川大学 事業の実施結果について③

事業開始前の課題

犯罪性がないと判断される事例について、医学的観点から薬毒物検査を必要と判断していても、検案医が実質的に検査を依頼できる機関がなく、検査の受け皿がない。

事業成果

✓ 死因判断の精度向上

- 犯罪性がないと判断された事例において、検案医が医学的な観点から検査を必要と判断した場合に、その受け皿としての検査機関を設置することの意義は大きく、死因究明の精度向上につながる。

✓ 検査項目の拡大

- 他県の大学を含めたコンソーシアムを構築することで、迅速で円滑な薬毒物検査を実施するとともに、検査可能な薬毒物の拡大につながる。

✓ 検案医の心理的負担の軽減

- 薬毒物検査は、実施してみないとわからないことが多く、薬毒物検査の実施を通じ、薬物の関与がないことを確認できたことで、検案医の検案に対する負担感が軽減される。

✓ 臨床医からの薬毒物検査のニーズの発掘（事業対象外事例）

- 本事業により検査機関の存在を把握した臨床医から、検査の依頼を引き受ける事例があった。

実施結果

薬毒物検査実施件数：4

参考：11（※）

※ モデル事業の対象ではないが、薬物検査の実施を周知することで、依頼を受けた検査結果等（研究室の経費で実施した参考事例）

実施にあたって困難だったこと（今後の課題）

✓ 高度な機器分析技術を有する専門人材の確保

- 本事業の人員公募をしても応募がなく、特に、高度な機器分析技術や解析能力を有する人材の確保が困難。

✓ 遺族の同意取得と警察官の協力のあり方

- 警察の協力なしでの同意取得は困難。（遺体は警察署に運ばれ、検案医が警察署で遺体を検案することが多いため、遺族と直接会わないことも多い。）
- 薬毒物検査を実施するにあたり遺族の同意取得は、困難さがあり実施件数が伸び悩んだ。

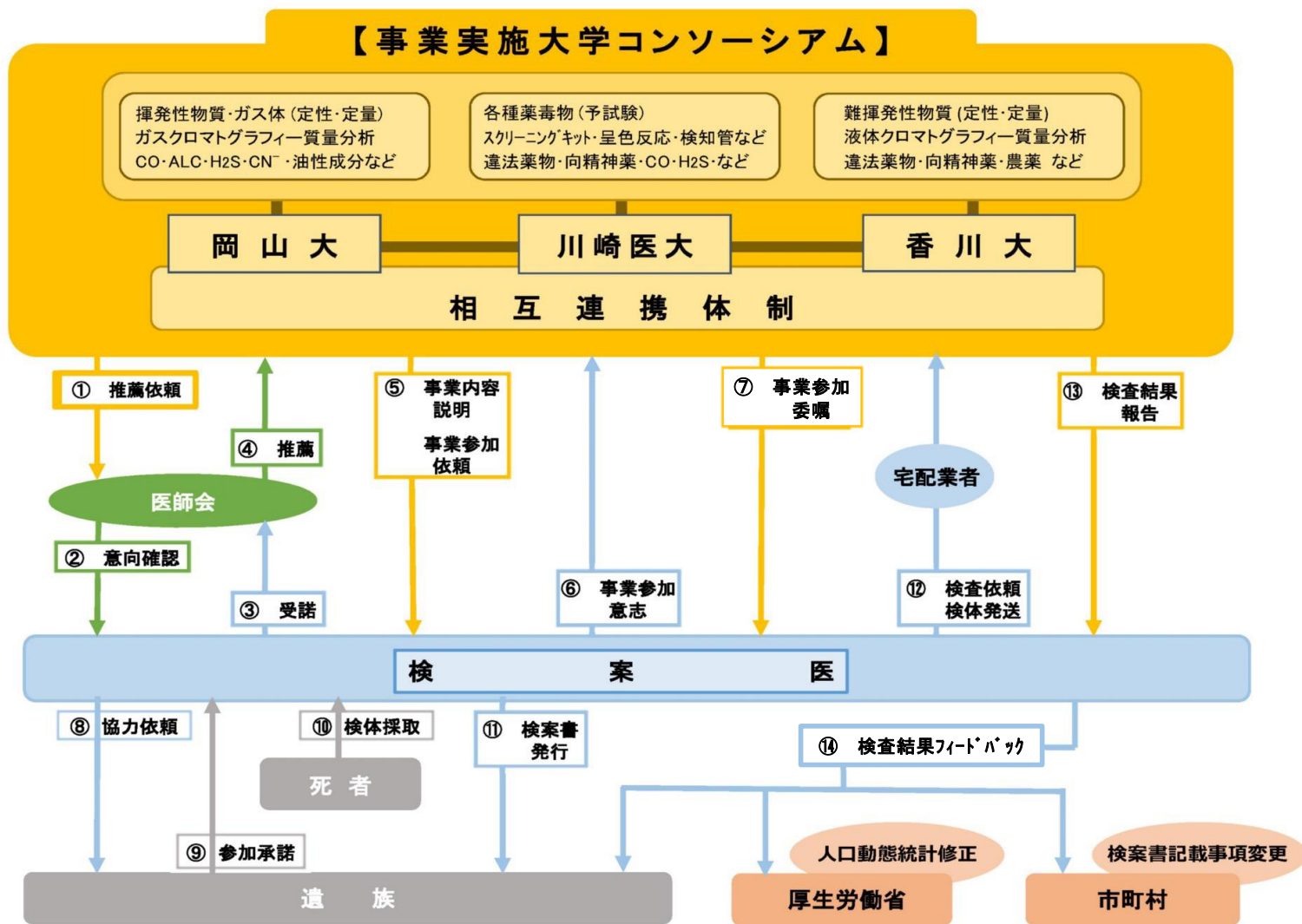
✓ 事業の認知不足

- 検案医に対する周知を行っているが、多忙の中、検案医が本事業の存在を失念してしまっていた事例もあった。
- 事業周知期間の確保のためにも、2～3年以上の継続的な事業実施が必要。

✓ 配送業者との調整

- 危険物としての梱包・配送できる事業所の少なさ。

死因究明拠点整備モデル事業(薬毒物検査拠点モデル事業)実施の流れ



出典：香川大学資料による

令和4年度 各実施主体の関係者との調整方法について①

大阪府

関係者	調整時期	調整方法	調整内容
大阪大学法医学教室	R4.1～4	・自治体担当部局から法医学教室と打合せ ・地方協議会を開催し合意	C Tや解剖の受入体制について
警察	R4.1～6	・自治体担当部局から警察本部と打合せ ・自治体担当部局からモデル地域の所轄署と打合せ	・モデル地域の選定について ・所轄署への協力依頼について
医師会	R4.4～6	モデル地域の検案医（警察医）協力依頼前の事業説明（警察医会、地元医師会）	検案医（警察医）への協力依頼について
葬儀業者	R4.5～6	事業説明	遺体搬送の協力依頼について

令和4年度 各実施主体の関係者との調整方法について②

沖縄県

関係者	調整時期	調整方法	調整内容
琉球大学法医学講座	R4.9 (1ヶ月程度)	・自治体担当部局と琉球大学法医学講座による打ち合わせ ・沖縄県死因究明等推進協議会	事業スキーム、事業必要経費、本県の死因究明体制の課題等について検討を行った。
県医師会	R4.10.6	沖縄県死因究明等推進協議会	沖縄県死因究明等推進協議会において、モデル事業の概要説明と協力依頼を行った。
県歯科医師会	R4.10.6	沖縄県死因究明等推進協議会	沖縄県死因究明等推進協議会において、モデル事業の概要説明と協力依頼を行った。
地検	R4.10.6	沖縄県死因究明等推進協議会	沖縄県死因究明等推進協議会において、モデル事業の概要説明と協力依頼を行った。
警察	R4.9 (1ヶ月程度)	・自治体担当部局と沖縄県警察本部による打ち合わせ ・沖縄県死因究明等推進協議会	自治体担当部局から沖縄県警察本部に対し、事業スキームの説明、事業の実施にあたり必要な協力（死因不明遺体の情報提供、遺体の搬送等）の依頼を行った。
海保	R4.10.6	沖縄県死因究明等推進協議会	沖縄県死因究明等推進協議会において、モデル事業の概要説明と協力依頼を行った。

香川大学

関係者	調整時期	調整方法	調整内容
事業予定の機関（岡山大学大学院、川崎医科大学法医学教室、香川大学法医学教室）	R4.3～5	対面会議	コンソーシアムの形成、協力体制の構築
協力いただく県医師会関係者、警察協力医会等	R4.8～12	関係者、会長等と面談し、協力要請（対面）	事業参加への依頼
運送業者	R4.8～12	対面・メール等	搬送方法の確認

令和5年度の実施体制について

検案・解剖拠点モデル

京都府

京都府立医科大学

職種	人数
医師	3
歯科医師	1
臨床検査技師	1
一般事務	1
その他（解剖補助）	4
看護師	4
その他（薬毒物分析）	1
合計	15

協力検案医：34人

浜松医科大学

浜松医科大学

職種	人数
医師	10
診療放射線技師	7
合計	17

協力検案医：0人

補足：本モデル事業において法医学教室が主体となつて検案業務をしたため協力検案医は0とした。

薬毒物検査拠点モデル

新潟大学

新潟大学

職種	人数
医師	2
歯科医師	1
臨床検査技師	2
合計	5

協力検案医：7人

北海道大学：※事業内で検査実績はなし

※新潟大学と相互連携体制を構築

職種	人数
医師	2
獣医師	3
臨床検査技師	1
一般事務	4
その他（分析者）	2
合計	12

福井大学：※事業内で検査実績はなし

※新潟大学と相互連携体制を構築

職種	人数
医師	3
合計	3

令和4～5年度 京都府（京都府立医科大学） 事業の実施結果について④

事業開始前の課題

警察が事件性がないと判断した遺体については、一部で死亡時画像診断が行われていたが、多くの遺体は検案医は外表所見のみで死因を判定するしかなかった。

事業成果

✓ 本事業による死因究明手段の増加

- 外表検査や死亡時画像診断に加えて、解剖や各種検査といった死因究明の手段が増加した。

✓ 死因究明における解剖の重要性の認識向上

- 法医による解剖所見を検案医にフィードバックすることで、検案医が疑問に思っていた点を解消することができた事例もあり、検案医が改めて解剖の重要性を認識したと考える。

✓ 検案医と執刀医の間の直接的な情報共有

- 従来、検案医と解剖医との間には警察が介在し、直接情報共有することはなかった。本事業において検案医と解剖医が直接連絡し、解剖結果の情報共有が行われた。共有された解剖結果については、今後の検案業務の参考になったと考える。

✓ グリーフケアの充実

- 遺族に対して、医師の説明だけでなく、看護師が寄り添うと共に、遺族会等によるケアを継続的に実施できた。

実施結果

解剖：15（令和5年度分）

※解剖と同時に実施した検査

死亡時画像診断：15 薬毒物検査：1 血液生化学検査：7
組織学的検査：9 コロナPCR検査：2 その他検査：2

実施にあたって困難だったこと（今後の課題）

➢ 警察協力体制の構築

- 京都府警検視官室長が対象範囲の各警察署（15か所）に出向き、理解を得るための説明を行った。（2～3週間程度）

✓ 協力検案医の確保

- 高齢や経験年数の長い検案医には、承諾解剖の重要性の理解を得ることが難しかった。

✓ 搬送業者の確保

- 検案医が大学への搬送にあたり、葬儀を伴わない搬送を事業者に依頼することは困難であった。

✓ 遺族の同意

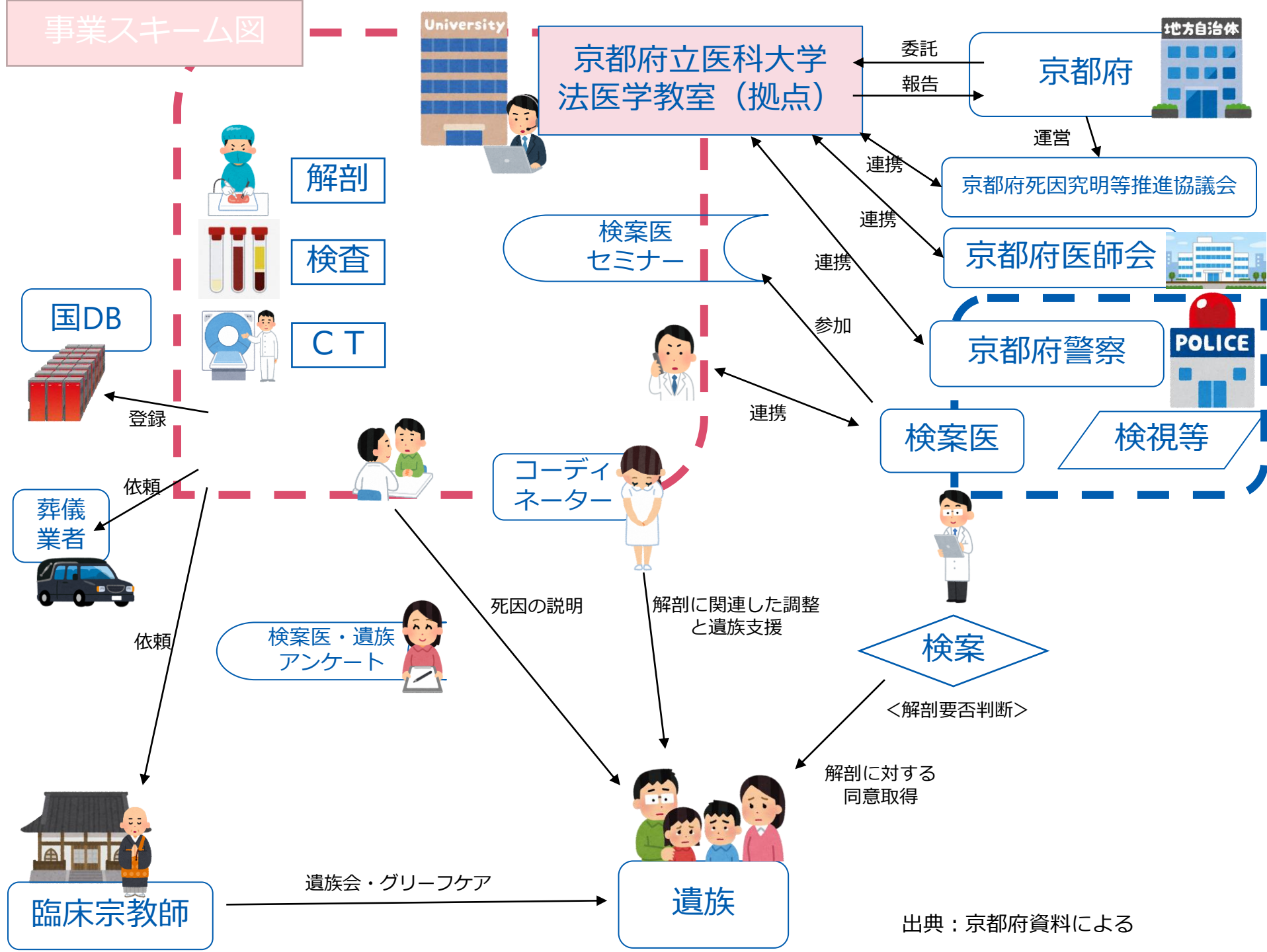
- 死因を明らかにする必要性を感じない遺族や、解剖そのものに拒否感のある遺族も見受けられた。

✓ コーディネーター（看護師）の活用

- 法医学者が、解剖結果の説明後に、遺族からの質問に対応する負担を軽減するため、解剖や検査の拠点にコーディネーターを配置する必要があると考える。
- 警察が事件性がなく解剖不要と判断した遺体については、警察による搬送調整が行われないため、法医学教室への搬送にあたっては、葬儀会社との調整役としてコーディネーターが必要。

✓ その他

- 遺品の管理、遠隔地のご遺体搬送（時間・費用など）。



令和5年度 浜松医科大学 事業の実施結果について⑤

事業開始前の課題

事件性がないご遺体に対して、解剖率が上昇しない状況であり、解剖数を増やすことは、マンパワー的に難しい状況であるため、次善策として画像診断を用いた体制構築が可能かどうかが課題となっている。

事業成果

✓ 本事業による死因究明手段の増加

- 令和6年3月に遺体専用CT装置、CT検査室、画像保存転送システムの構築が終了し、浜松医科大学として死因究明画像診断センターを設立した。
- 今後、県内における死因究明等の中核的拠点として、検案医やCT撮像協力施設に対する診断サポートを行うことで、死因究明体制の充実に寄与すると考えられる。

実施結果

解剖：1

※解剖と同時に実施した検査

死亡時画像診断：1 薬毒物検査：1

実施にあたって困難だったこと（今後の課題）

✓ 医療機器のランニングコストの捻出と予算確保

- CT装置の購入には補助金を活用することが出来たものの、ランニングコストの捻出に苦慮している。
- 現時点において検案などに際して県警から支払われる金額をCT装置の年間保守費用に充てており、減価償却費や人件費については賄えていない。
- 検案数や死亡時画像診断件数の増加に向けた予算配分がなされていないため、検査数が増えても収益が見込まれない。

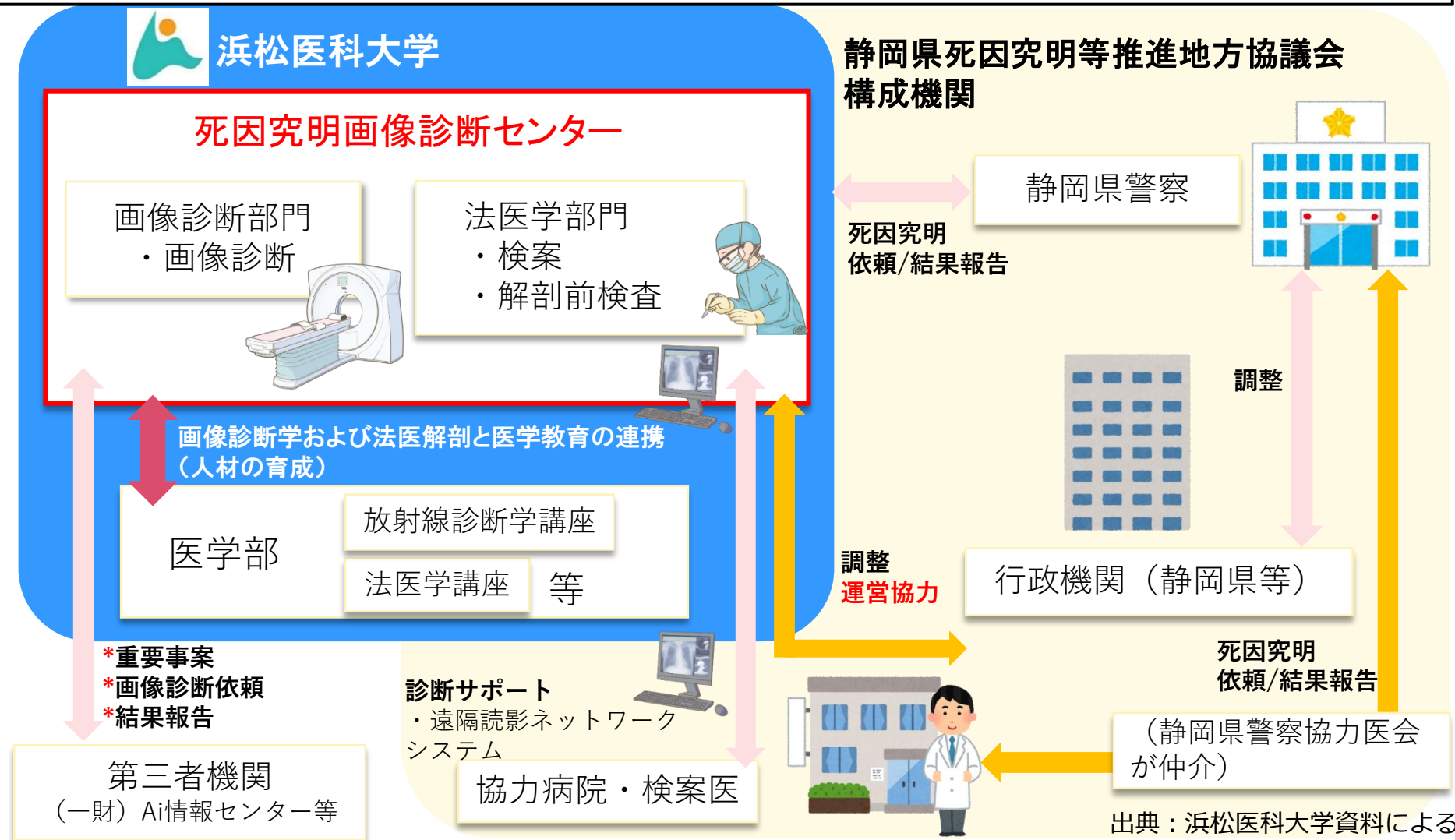
✓ 人材の確保

- 画像診断医や法医の不足。

浜松医科大学死因究明画像診断センターについて

Corpse Examination & Autopsy Imaging Center

専門医師による剖検および死後画像診断により、高度な医学的見地から死因究明についての活動および人材育成を行い、静岡県内における死因究明等に関する中核的拠点として、安心して暮らせる社会および個人の尊厳が保持される社会の実現に貢献する



令和5年度 新潟大学 事業の実施結果について⑥

事業開始前の課題

事件性がないと判断される事例において、検案医が医学的観点から薬毒物検査を必要と判断した場合でも、薬毒物検査の質（人材・設備）に地域格差が生まれていることが課題となっている。

事業成果

✓ 分析の実施および情報共有の迅速化

- 検査結果等を適切に情報共有可能とするネットワークを構築することで、通常の検案業務において機器による薬毒物分析（高度なものを含む）が実施できない地域においても、拠点が受託し、迅速かつ円滑な検査を行う体制を構築。

✓ 解剖要否の判断の迅速化

- 死体発見現場の状況（薬剤の空包や空箱の多さなど）から薬物中毒が疑われる事案で迅速な検査が実施され、その結果を踏まえて、死因究明（解剖要否含む）への移行をスムーズに行えた。

✓ コスト削減

- 各大学と連携できたことにより、薬毒物検査機器導入の初期費用ならびにオペレーター（解析担当専門職）の人件費の節約にも繋がり、高い精度で薬毒物検査を実施できた。
- 実施期間中の警察取り扱い以外の死亡者において、薬毒物の影響（薬毒物による死亡事例）がないことが確認できた。

実施結果

薬毒物検査実施件数：341

〈内訳〉

新潟大学	：	30件
北海道大学	：	9件
福井大学	：	302件

実施にあたって困難だったこと（今後の課題）

✓ 検案医の薬毒物分析の重要性に対する理解

- 一般の警察協力医が薬毒物中毒の重要性、機器分析の必要性等を理解しておられない先生が少なくないため、警察協力医総会、医師会医療安全講習会、医師会警察医講習会等において説明の必要性。

✓ 検査費用の負担先

- 薬毒物拠点として検査にかかる経費負担（分析機器の減価償却費、機器更新等）の問題をどう考えるか。

✓ 人数と専門スキルの問題

- 薬毒物検査に従事するスタッフの安定的な確保が必要。

✓ 複数の施設で実施する上で各施設長間での意思疎通

- 検査対象をどこまでとするか各施設間での意識合わせが必要。
- 例えば、検案全症例、または薬毒物中毒を疑った事例のみとするか等。

将来的な事業スキーム

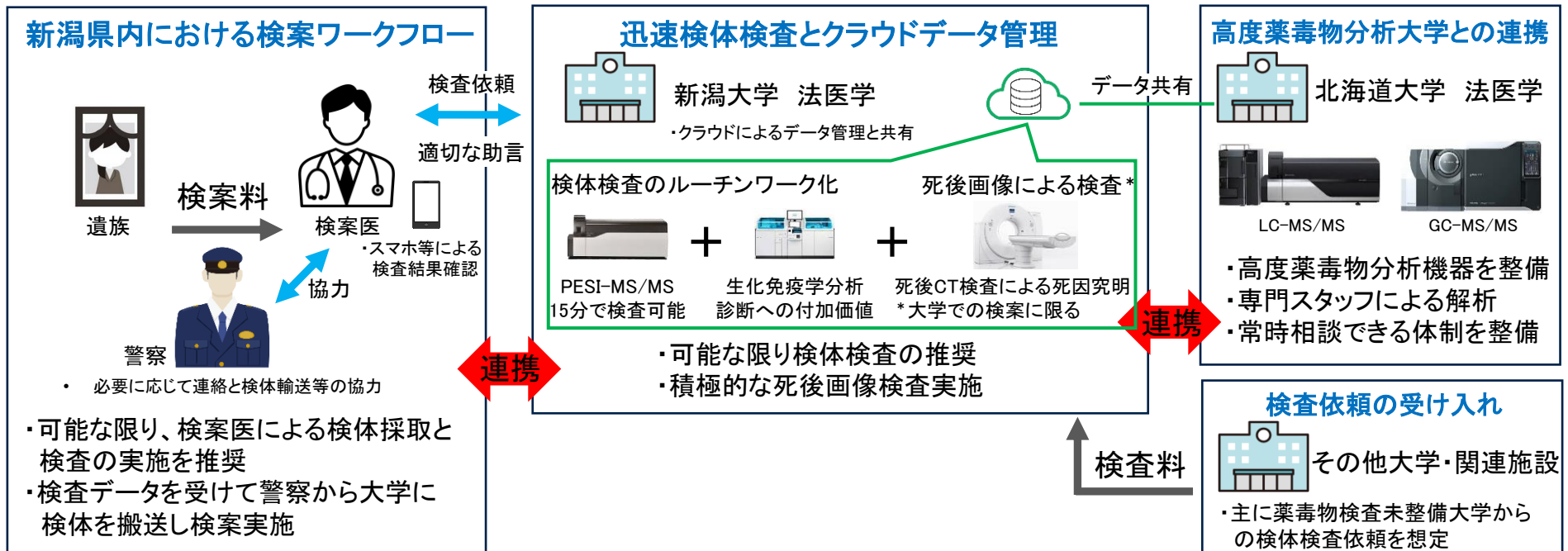
地域連携を生かした薬毒物・生化学・死後画像検査拠点の構築

本事業による成果

少量検体であっても検査可能なシステムの構築
クラウドを利用したデータ管理によるDXの推進

目指すべき形態

新潟県内の検案時の積極的な検査推進
全国に波及可能な検査拠点のモデル



薬物分析拠点の収支計画・課題

- 分析に要する試薬や消耗品の費用はPESI-MS/MSで3,000円程度、GC-MS/MSで2,000円程度であり、検案料に上乗せする、他の検案医の検案料との差は？
- 機器の減価償却費をどうするか？
- 国庫補助金、県の補助金の導入が可能かを検討、交渉する

事業をさらに発展させるための方策

- 産学連携による新しい薬毒物検査の構築
- 検査拠点としての全国的な展開
- 法人化等を含め関係機関と連携して実施体制を確立

令和５年度 各実施主体の関係者との調整方法について①

京都府

関係者	調整時期	調整方法	調整内容
大学法医学教室	R4.2～3	法医学教室と打合せ	C Tや解剖、その他の各種検査の受入体制について
警察	R4.3～4	京都府警（検視官室）に協力依頼	事件性なしと判断された後の承諾解剖へ至る手順・手続きについて
警察医会	R4.3～4	警察医会に協力依頼	承諾解剖についての協力依頼
医師会	R4.5	京都府医師会に協力依頼	承諾解剖についての協力依頼
葬儀業者	R4.5：① R6.4：②	①過去の搬送協力事業者に協力依頼 ②遺体搬送事業者を昨年度の１社から２社にして事業範囲を拡大した。	運用と費用について調整
その他団体 (臨床宗教師)	R4.5	龍谷大学、西雲院に協力依頼	臨床宗教師の派遣と遺族ケア会場について協力依頼
その他団体 (看護学科)	R4.5	京都市内の大学看護系学部・学科に協力依頼	コーディネーター及び遺族ケアにあたる看護師の協力依頼
その他団体 (救急病院)	R4.12	承諾解剖対象地区の救急科を標榜する医療機関に協力依頼	承諾解剖についての協力依頼

令和5年度 各実施主体の関係者との調整方法について②

新潟大学

関係者	調整時期	調整方法	調整内容
大学法医学教室	R5.1～3	北海道大学法医学分野（死因究明教育研究センター） 福井大学法医学講座とZoom、電話、電子メールでの 打ち合わせ	薬毒物検査協力体制ならびに各大学における検査態勢について
地方医師会	R5.3	新潟県医師会副会長、同理事と面会・対応依頼	事業概要説明、協力依頼
警察	R5.1	新潟県警察刑事部検視室長と面会・対応依頼	事業概要説明、協力依頼
海保	R5.1	新潟海上保安部鑑識官と面会・対応依頼	事業概要説明、協力依頼
その他団体 （福井大学法医学教室）	R4.5	学内担当部局と法医学の打ち合わせ 担当者雇用（アルバイト）募集、面談 等	検案受け入れ後の協力体制についての手順確認 実施に当たり関係部署との申し合わせ
その他団体 （北海道大学法医学教室）	R5.3	部局内で関連部署との会議	連携の確認
その他団体 （新潟県警察医会）	R4.10 R5.11	新潟県警察医会会長及び会員・対応依頼	新潟県警察医会総会において事業概要説明、協力依頼
その他団体 （新潟県死因究明等推進 協議会）	R5.1	新潟県死因究明等推進協議会委員・対応依頼	新潟県死因究明等推進協議会の席上、事業概要説明、協力依頼

浜松医科大学

関係者	調整時期	調整方法	調整内容
その他団体 （静岡県医療政策課）	R4.9～R5.2	静岡県 健康福祉部 医療局 医療政策課へ訪問・打合せ	静岡県死因究明等推進地方協議会の設立・開催の調整